

建設水道常任委員会会議記録（概要）

平成24年12月7日（金）

開 会 午前9時30分

※久保田委員欠席

【議 事】

○議案第107号「所沢市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

県内他市の12月定例会における対応状況を伺いたい。

木下総務課長

川越市、入間市、狭山市、飯能市、富士見市、日高市などが12月定例会に提案予定と伺っております。

石本委員

議案の提出にあたり水道部内でどれぐらいの期間の議論があったのか。

木下総務課長

政令、省令に規定されていたものを、条例で定めるという内容なので、それほど議論の時間を要したものではありませんでした。

矢作委員

資格要件について実情に合わせて省令等とは異なったものを定めてい

る自治体もあるようだが、所沢市の場合は、現在、働いている人が資格要件から漏れることなく業務は行えるということか。

木下総務課長

そのとおりです。現在、資格を有している職員は、引き続き、資格要件を満たすこととなります。

桑島委員

所沢市が独自に削除した規定を示してもらいたい。

木下総務課長

布設工事監督者及び水道技術管理者の双方に係る部分として、旧制学校に係る部分及び簡易水道に関する部分、水道技術管理者のみに係る部分として専用水道に関する部分を削除しました。

桑島委員

他の部署の条例では、旧制学校に係る規定を削除した場合、その要件に該当する可能性がある業者があるかもしれないため削除しなかったと聞いたが、水道部の場合は、委託業者が削除した規定に該当してしまうことはないのか。

木下総務課長

この議案は水道部の職員が行う業務に関するもので、委託する予定は考えていないことから該当しません。

桑島委員

この議案に係る業務は、当面水道部内で行っていくという理解で良い

か。

木下総務課長 そのとおりです。

石本委員 この議案の係る業務を行う職員は、一般行政職なのか現業職なのか。

木下総務課長 行政職の中の主に技術職で、現業職ではありません。

中村委員 この条例委任があったことによるメリットは何か。

木下総務課長 所沢市の場合は27名の職員が、布設工事監督者に該当しておりますが、職員の確保が難しい小さな企業体では、経験年数等の基準を下げることによって職員への資格要件が付与しやすくなりますので、そのような企業体にとってはメリットがあると思います。

中村委員 今まで国の法律に基づいて資格の認定をしていた訳だが、条例委任されたことによる、事務処理の流れや関連法規の変更はあるのか。

木下総務課長 特にございませぬ。

桑島委員 簡易水道に関する過去の実績を伺いたい。

木下総務課長

昭和37年6月に認可された、柳瀬浄水場がある第1簡易水道と、昭和39年6月に認可された、城浄水場がある第2簡易水道の2箇所です。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第107号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 午前9時44分

【説明員交代】

再 開 午前9時46分

○議案第118号「所沢市下水道条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

下水道部長のマニフェストに下水道料金の改定は入っていたのか。

坂本下水道部
長

入っておりません。

石本委員

4月に下水道部長に就任されたが、12月には下水道運営審議会が立ち上がることは当初予算で可決していたので、ある程度下水道料金の改定は視野に入っていたと思う。部内でどのような議論、引継ぎがあったのか伺いたい。

坂本下水道部
長

下水道料金の改定ですが、事業仕分けの中で市街化調整区域の整備については見直すべき、中止すべきだというご意見をいただき、どのように進めていくべきかという議論がありました。本来ですと平成24年度当初予算に入れるつもりでいたようですが、平成23年度については料金改定の議論ではなく、市街化調整区域の整備をどうするかという議論をしていただくために下水道事業運営審議会を開いて、結論をいただき、平成23年度は第3期、第4期についてはやっていくという方向が出ました。平成2

4年度は私が引き継ぎまして、下水道使用料は改定する必要があり、当初予算に入りたいということで、前部長から引き継ぎました。マニフェストについては、下水道としての大きな事業として市街化調整区域の整備等を載せたということです。

中村委員

公営企業会計適用という事実があり、基本的に自分達の財源の中で100%賄うことをもとに答申を求めているが、その理屈と他市の状況を同じように説明されると理解できない。100%回収を前提とすれば、他市の状況は、単に比較の対象とはなるが、関係ないわけである。下水道部内の方針の整合性は取れているのか。

北田下水道総
務課長

独立採算が原則となっているので、整合性となると、審議会に諮問するに当たっては、原則は100%回収だと思います。ただそれを事務局サイドとしてどれだけ下げる要因があるのかというと、度合いを根拠づけるのが難しいと思われしますので、原則どおり100%回収で諮問しまして、市民の方の意見を聞き、合意を得たうえで、改定の方向性を定める考えでおりました。

中村委員

現段階で100%なのか、これからの事業計画や償却資産、長寿命化の話を含めてなのか、どのような議論があったのか伺いたい。

北田下水道総
務課長

すぐに100%ということではなく、算定期間の平成29年度においてどの程度回収が出来るかという考えにもとづいて、積算資料を作成しております。5年後の平成29年度に、汚水処理にかかる経費をすべて賄いきれるものについてはどの程度の改定率が必要かということで積算しております。

中村委員

平成29年度までの事業計画と、それに要する費用を具体的に示した上で議会に提案がないと、100%の基準がかなり不明確であり、基準がわからない。人件費の抑制や、工事費が安価だったことにより、経費の総額が100%から90%に下がる分にはよいと思うが、150%に上がる可能性もある。その辺のところはどのように説明するのか。

北田下水道総
務課長

平成29年度までの事業の予定は、主に平成25年度から5年間の事業で、市街化調整区域第3期が、2年先に延ばされ平成27年度から施行予定なので、その事業費を見込みました。合流改善事業については国の指導もありまして、平成25年度までとなっており、それにかかる費用を計上しています。また、今後耐震化に要する費用は徐々に増え、平成29年度が事業期間の目安となっておりますので、費用の概算を予定しています。また、管渠の長寿命化も既に進めている状況ですので、継続した中で費用を計上しております。ある程度主な事業を合計すると、平成25年度から平成29年度で、総事業費年間9億円から12億円かかると積算しており

ます。総額ですが、平成29年度までで、維持管理費、汚水処理費、雨水処理費、技術管理費等も含めて、約67億円と試算しております。

中村委員

約67億円なのか、最大で67億円なのか。

北田下水道総
務課長

約67億円です。

石本委員

受益者負担100%は現実問題として無理だと思うが、5年後、10年後の一般会計からの繰入規模はどのようなイメージか。

北田下水道総
務課長

現在一般会計からの繰入額は約25億円ですが、使用料改定により約5億円の使用料収入が見込めますので、単純に差し引くと5億円減となりますが、平成25年度から公営企業化になりますので、減価償却費が7億円から8億円現状よりも増えるかもしれません。その場合30億円弱となり、今後5年間ですと、減価償却の中では徐々に増えていくこととなります。

石本委員

そのことについての市民への周知はどのようにしていくのか。全戸配付するということは聞いているが、かなり丁寧な説明をしなくてはならない

のではないか。

北田下水道総
務課長

税金分が減る形となりますが、制度の移行もありますので、十分分かりやすく周知するように今後も努めたいと考えています。

桑島委員

経費回収率はあくまでもシミュレーションに基づいており、確定値ではない。これを基準にする考えもあるが、他の自治体の下水道料金値上げの場合も大体経費回収率を基準に値上げを議論されているものなのか。

北田下水道総
務課長

経費回収率を設定し、改定率を確定する手法をとっている自治体が多いと思います。

桑島委員

公営企業会計化した場合、減価償却分を払う可能性があり、段階としては、減価償却分の負担をお願いするという議論の方がしっくり来る。そういう形での改定をする考えはなかったのか、また他の自治体でも、公営企業会計化に伴い、そういった形で改定している事例があるのか伺いたい。

北田下水道総
務課長

算定期間の5年間については、公営企業に移った段階での算定ですので、減価償却費も改定の要素の中に取り入れて改定率を算定しております。他市については、公営企業化を進めた自治体については、経費回収率を基としております。

桑島委員

使用料の値上げ分と減価償却費は、相殺されるか、マイナスになるということになるが、これはずっと続いていくのか。

北田下水道総

そのとおりです。

務課長

桑島委員

これから減価償却費分が計上されるため、実際の投資はもう行われず、新たな費用の発生にはならない。一方で、今までの公債費の返済はどのような形になっているのか。

北田下水道総

公営企業へ移行する前は、減価償却費に代わるものということで、資本費に相当する企業債の償還元金と利子について費用化しています。平成25年度からは、償還元金と利子の部分についてはすべて減価償却の中で費用化していくことになり、24年度換算ですと償還元金の償還については約12億円かけており、平成25年度から減価償却の適用により、7億円から8億円、当初減価償却費として加算することとなっております。

桑島委員

今まで一括で払っていたものを、年数均等化するという事に過ぎないという理解でよいか。

北田下水道総務課長 減価償却費の考えは、費用の配分という考えと、後の資金回収という考えもあり、先行投資で資金をプールしておくという考えもありますので、そのための費用です。

桑島委員 これまでの特別会計のときも公債費返還という形で、単年度ではなく複数年度でみると、下水道料金に織り込まれてきたといえなくもないということでしょうか。

北田下水道総務課長 そのとおりです。

矢作委員 公衆衛生という観点で下水道事業は運営されていると思うが、一般会計ではこの部分を見る、という考え方は特にはないのか。

北田下水道総務課長 一般会計からの繰入金については、性質的には3つございます。1つ目は、都市下水道などの一般会計が負担する費用があります。2つ目は、総務省で定める繰り出し基準があり、雨水にかかる経費は公費扱いということなので、一般会計から負担することとなっています。汚水に係る処理の中で、本来一般行政的な性格を持つ費用として繰り出し基準として定め、公費で認められたものがあります。これには高度処理費や流域下水道の建設にかかる費用、法適用に係る事業経費の2分の1等の基準があります。

これらは基準内繰入ということで認められておりますので、一般会計から
いただいております。それ以外の繰入金については、純然たる汚水処理に
係る費用で、すべて基準外での繰入をお願いしております。

矢作委員

公営企業化するということで、100%受益者負担ということは、その
部分も全部負担していただくということか。

北田下水道総
務課長

汚水処理に係る基準外繰入金について、100%回収するべきというこ
とで審議会に出させていただきました。

矢作委員

増額分の5億円を、加入世帯で割ると年額いくらになるか。

北田下水道総
務課長

平成29年度の見込みで、1世帯あたり年間約3,500円です。

西沢委員

回収率100%の考え方とは、100%回収すると減価償却分の赤字分
が出ないという考え方なのか。

北田下水道総
務課長

減価償却費には、汚水分と雨水分が入っておりますので、そのうち汚水
に係る分については全額回収できるという考えで積算しております。

西沢委員

今回は経費回収率80%を見込んで改定率を決めているが、実際は減価償却費が利益に乗って、会計の中で補填できないので、2割分は一般会計から補填するという構造になっているのか。

北田下水道総

そのとおりです。

務課長

西沢委員

審議会の中でも回収率を決めるのに県内平均と全国平均の中間をとるということで、その前提で75%と70%のシミュレーションをしているが、なぜ80%に落ち着いたのか。

北田下水道総

審議会においては様々な意見をいただいております、その中でこの時期に改定するべきではないという意見や、事業者には負担が大きいので75%以下でないと苦しいのではないかという意見、中には根本的に汚水に係る経費は税金で賄うべきではないという意見の方もいらっしゃいました。さらに上げ幅については、80%から85%が妥当だという委員もいらっしゃいました。それから積算資料にもありますが、平成29年度までに100%回収するには約12億円かかりますので、市民に御理解をいただいて、約半分を負担願いたいということで、約5億円の増収で80%に落ち着いたものです。

務課長

谷口委員	今後長期的に考えた場合、減価償却費は同程度になるという想定か。
北田下水道総務課長	事業費にもよりますが、計画的に進めてまいりますので、極端に増えるということはないと思います。
谷口委員	償却年数は平均何年か。
北田下水道総務課長	管渠の耐用年数が50年ですので、大体が50年です。
桑島委員	上げ幅が大きいですが、なぜ19年間値上げを行わなかったのか。条例上審議会開催の期間はどのようになっているのか。
北田下水道総務課長	平成5年の改定以来、過去に2回ほど改定の検討をした経緯がございます。平成9年度に検討しましたが、同じ時期に水道料金と国民健康保険税の料金改定がありましたので、政策的な意味から改定を見送った経緯があります。平成19年度は、地方税法の改正と、後期高齢者医療制度の開始に伴い、国民健康保険税が値上げされたということと、税源移譲に伴い所得税の引き下げと同時に、市民税の引き上げが行われたということで、税制がかなり大きく動いた時期ですので、下水道使用料の改定を見送った経緯があります。

桑島委員

下水は誰もが必ず出すものだが、国民健康保険は加入していない人もいる。こういった議論での結果、下水道は後回しにされたのか。

北田下水道総務課長

経緯についてはトップの判断があったかと思いますが、その間企業努力もしてきました。人員定数の削減や建設コストの削減、流域への接続ということで、近年は浄化センターの廃止に伴い維持管理費等も節約しまして、経費を抑えてきたということです。

桑島委員

利用料収入の概念をどのように捉えるかであるが、私は完全に個人負担にするべきだと考えている。ただ、公的資本形成の分まで減価償却で費用化して負担をお願いすることは、企業会計化したところからはやってもいいと考えるが、それまではある種公的資本形成に関しては、特別会計のときは、税金で賄うという発想だったと思う。これ以降の起債関係の減価償却分については、利用料金に入れてもいいと思うが、公的資本形成の部分は税金でまかなって、その費用まで負担するのはよく分からない議論である。逆に、完全に減価償却分を除いた利用費を100%賄うという考えもあると思うが、その試算は大体どのくらいになるか。

北田下水道総務課長

今までも汚水処理に係る起債した償還元金については、使用料算定の中に組み込んでいます。

桑島委員

一般会計から繰り入れる根拠だが、おそらく公的資本形成については、一般会計から繰り入れてもいいという理解だったと思う。現実問題としては、特別会計の中で元利償還をしているが、繰入の根拠としては、利用料収入部分と公的資本形成部分があって、公的資本形成部分については一般会計から繰り入れてもいいというある種の根拠があったのかと思うがどうか。

北田下水道総
務課長

平成5年の改定時は、汚水処理に関する維持管理費については全額、元利償還金にかかる資本費については10%相当までを経費対象として、あとは公費で賄うという考え方としました。ただ、平成18年度あたりから国の考え方が変わって、資本費についても100%みるということで、今回はそのまま計上しております。

桑島委員

国も、減価償却の10%までは使用料収入でみてよいこととなった。90%は税金で行うという考えである。それが方針が変わったということで、厳密に言うと公的資本形成の費用についての負担は今回の利用料収入に加えてよいのだが、平成18年以前の90%の公的資本形成に関して、減価償却費に加算することは間違いである。平成18年の何によってそれが決まったのかという、丁寧な試算をしないと、平成18年度以前のものに関して減価償却費を加えて料金収入のシミュレーションにのせることは若干粗雑である。平成18年に国からどういったレベルの通達もしくは

告示が出ているのか、伺いたい。

石井委員長

一旦休憩することとしてよろしいか。

(委員了承)

午前10時25分 休 憩

午前10時50分 再 開

北田下水道総
務課長

先ほどの質疑についての回答は、後ほどお答えいたします。

桑島委員

平成18年から方向性が変わった中での減価償却費の概念をもう一度整理した形でのシミュレーションを提案いただいた上で、更なる議論を進めたいと思いますが、委員長をしてよろしくお願いします。

石本委員

下水道が公営企業会計になると、下水道の総資産はいくらになるのか。

高橋下水道総
務課主幹

固定資産の総取得価額については、1,444億円です。

石本委員

今後下水道を布設していくとなると、当然この資産額は増えていく。過去に安く作ったものを現在の価格で修理した場合、資産にのっていくという考えでよいか。

北田下水道総
務課長

修繕については、その年度で費用化するため、減価償却には影響しませんが、更新時の改良工事については影響してきます。

石本委員

定額法で落としていくといっても、現在の下水道管はなくなるわけではなく、改良工事等を行い、資産価値が増加していくので、将来的に減価償却費は増加傾向をたどるという認識でよいのか。

北田下水道総
務課長

基本的にはそうだと思います。

石本委員

議場での下水道部長の説明は、あくまでも受益者負担を原則として今回の料金改定をお願いしているというスタンスであるが、下水道が公営企業化すると、将来的に料金が上がっていく。部内では、料金の見込みについて、どのような議論がされたのか。

北田下水道総
務課長

減価償却費は増加傾向となりますが、その分汚水処理に関する経費を削減すれば費用が減りますので、一概に減価償却費が増え、使用料が限りなく増加していくということではないと思います。ただ、定期的な見直しを5年以内に行うことになりましたので、今回お認めいただいた場合、5年後にはその時点で次の算定期間の中で経費を全部賄う姿勢は変わらないかと思っています。そのときの試算は、事業の進め方によって、算定期間が変

わるかと思しますので、あくまで100%回収ということで、お願いする
と思います。

西沢委員

半分は負担していただくということで80%になったということだが、
29年以降の見直し期間の中で、その発想が前提になるということはある
のか。

北田下水道総
務課長

経費について審議会等に出す場合は今お答えした考え方でいくと思
いますが、見直しの状況によっては上がるのか、据え置くのか、下がるのか
は、算定によるかと思えます。基本的には、汚水処理については100%
回収するというで諮問したいと考えています。

石本委員

汚水処理にかかる経費をなるべく下げるとするのは、現段階では不確定
要素である。企業債の残高は、5年後はどのくらいになっているか伺いた
い。

北田下水道総
務課長

起債する額、償還元金等もありますが、23年度末で未償還の残高が2
17億円で、徐々に減っていくと思います。

石本委員

減っていくということは、29年度に向けて、企業債は発行しないのか。

北田下水道総
務課長

新たな借入れはありますが、償還の終わるものもあります。

中村委員

議事に関してですが、質問が今後5年間に係る実際の経費と事業の詳細、減価償却の今後の傾向、あとは値上げをお願いしているので、経営健全化に関する取り組みについて、資料にまとめていただいて、改めて議論して結論を出すという方向のほうが良いと思う。ここでは細かい数字をコントロールできないので、予備日に議論をするほうが良いと思いますが、いかがですか。

石井委員長

予備日までに関連資料の整理をいただいて、最初にこの問題を取り上げ、また議案第97号「平成24年度所沢市下水道特別会計補正予算（第2号）」についても関連するため、予備日に審査するということでよいか。

(委員了承)

午前11時0分 休 憩

午前11時2分 再 開

開 会 午前11時2分

○議案第113号「所沢市手数料条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

西沢委員

議案資料No.2 74ページにある手続きのフローの中に記載されている「登録住宅性能評価機関等」について説明願いたい。

森沢建築指導
課長

現在、登録機関は2つあり、一つは「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第5条第1項に基づく機関です。もう一つは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」第76条第1項に基づく機関で、前者の機関は住宅の用途の建築物を技術審査することができ、後者の機関はすべての用途の建築物の技術審査が可能です。

西沢委員

もう少し具体的に説明願いたい。

森沢建築指導
課長

登録機関は国土交通大臣または地方整備局長の登録を受けることにより、住宅性能評価を行い、適合証を交付できる機関が2つあり、1つは「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく登録住宅性能評価機関で、埼玉県内で40機関が業務可能ですが、実際に県内に事業所を持つ機関は6機関となっています。もう1つは「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく登録建築物調査機関で、全国で80機関、埼玉県内で50

機関が業務可能ですが、県内に事業所を持つ機関は4機関となっています。

西沢委員

その機関は、この認定業務だけ行っているのか。

森沢建築指導

一般的に指定確認検査機関を兼ねており、県内にある、(株)日本 ERI、

課長

ユーディーアイ確認検査株式会社、ビューローベリタスジャパン(株)、一般財団法人さいたま住宅検査センターの4機関につきましては、指定確認審査機関で、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく資格も持っていますので審査はすべて行えます。

西沢委員

過去に起きた姉齒事件の時と同様に、これらの機関は民間の評価機関という認識でよいのか。

森沢建築指導

運営状況は民間ですが、国土交通大臣、地方整備局長の登録を受けて審

課長

査する機関です。

中村委員

新築の建物が対象で、既存建物は該当しないのか。

森沢建築指導

新築及び増改築の建物が対象になります。

課長

中村委員 認定手数料の5,000円、3万8,000円の積算根拠、また、他市の金額設定の状況について伺いたい。

森沢建築指導課長 認定手数料の5,000円の根拠ですが、必要書類添付確認や台帳入力事務、書類の決裁、認定証の作成事務等で、70分程度の作業量とし、人工を掛けて算出しています。技術審査については、認定手数料の5,000円に加え、適合審査の作業量を440分とし、人工を掛けて算出しています。金額設定につきましては、埼玉県内では統一しておりますが、他都県では東京都が6,000円、千葉県、群馬県が5,000円、茨城県、栃木県が4,000円に設定しているとのことです。都道府県別では、47都道府県中、34都道府県が埼玉県と同額あるいはそれ以上に設定しています。

西沢委員 適合証の交付を受ける手数料は、資料2のケース2からケース1の差額、つまり3万3,000円になるが、この金額はどこ機関でも同じなのか。

森沢建築指導課長 県内では、認定と技術審査の手数は同じです。

矢作委員 今回の手数料徴収に伴って、住宅の販売価格に影響はあるのか。

森沢建築指導
課長 省エネ化を施した住宅と、そうでない住宅を比較した場合、外壁等の断熱性能の向上に、50万円から60万円、効率化の設備機器に10万円から20万円の費用がかかります。ただし、現在、ハウスメーカーが提供している住宅のほとんどは、省エネ基準を満たしていますので、低炭素建築物を建築した場合、10万円から20万円程度の増加になると思われま
す。

石本委員 低炭素建築物のメリットは何か。

森沢建築指導
課長 住宅ローン減税での割増控除、登録免許税の引き下げなどがあります。また、ハウスメーカーが提供する住宅は、ある程度低炭素基準を満たしており、比較的安価で認定を受けられます。

石本委員 エコカー減税のように、モデルケースはあるのか。基準を満たすために、投資はあるものの、将来的にどのくらい安くなるというような具体例があればわかりやすい。

森沢建築指導
課長 平成25年入居で、不動産の課税標準価格が5,000万円以上で住宅ローンが3,000万円以上とした場合、住宅ローンについては10年間で300万円の所得控除、登録免許税で12万5,000円があり、一般住宅と比べますと、あわせて112万5,000円の軽減になります。

谷口委員

登録住宅性能評価機関等の適合証を受けていない場合、認定は所沢市の担当者が行うのか。

森沢建築指導
課長

市の担当者が審査します。

谷口委員

マニュアル等は整備されているのか。また、一次エネルギー消費量の換算は、原油換算によるところまで行うのか。

森沢建築指導
課長

計算式があり、一次エネルギー消費量を算定します。

桑島委員

他課では、おひさまエネルギー利用促進事業を実施しているが、そうした他課の事業との整合性について政策会議で議論は行ったのか。また、低炭素建築物にすることで、固定資産評価が上昇してしまい、結果、減税効果がなくなってしまうことも考えられるが、この点についても協議を行ったのかどうか確認したい。

森沢建築指導
課長

断熱効果につきましては、省エネ基準で最低基準を満たしていることから、今回の低炭素基準を満たすための費用の増加は考えにくいと思われます。また、一般住宅の施工でも断熱施工を行っていますので、特段の固定

資産税上昇はないものと思われます。

新堀街づくり
計画部長

議案の提出に際しては、政策会議で諮っていますので、その中で調整は整っているものと認識しています。また、これらの施策は、そもそもCO₂を削減し環境に配慮することを目指すものであり、さまざまな選択肢を広げるため、市全体としての取り組みであることもご理解いただきたいと思います。

石本委員

政策会議で環境クリーン部長の同意は得られたのか。

新堀街づくり
計画部長

政策会議の中で提出議案を説明しておりますので、調整は取れているものと認識しています。

西沢委員

市は、認定業務はするものの、適合証の交付は行わないという理解でよいか。

森沢建築指導
課長

認定、技術審査及び確認審査など、すべての審査を行います。

西沢委員

適合証の交付は外注との説明を受けたが、もし、すべての審査を行うとなれば、審査に際して新たな業務となるため、人員の配置や職員技術研修

など、準備を要することとなり、結果、体制づくりも要することになるのではないかと。評価機関に発注せず、すべて市が行うことになるのかどうか確認したい。

森沢建築指導
課長

施主の事情によりますが、市でもすべて受けられるということですが。今回の事務におきましては、技術審査を含めた認定申請が出される例は極めて少ないものと思われま。

西沢委員

実際は技術審査も含んだ申請があった場合、それに応じて考えるという理解でよいか。

谷口委員

やり方を考えるということは、技術審査は市でやり切るといふ考えなのか、あるいは審査自体を外注するのか、どちらなのか。

新堀街づくり
計画部長

市がすべての審査を行うことは可能ですが、これまでの他の事例から推察すると、ほとんどの場合、技術審査は他機関で行ってくるものと考えております。最終的には、申請する側がどこを選ぶかによります。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第113号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第116号所沢市街づくり条例の一部を改正する条例制定について

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

条例第43条にある「埼玉西部消防組合管理者が定める基準」についてだが、所沢市と他市は基準が違ふと思われ、将来的には、現行の所沢市の基準が緩和してしまうような事態は起きるのか。

秋田開発指導
課長

埼玉西部消防組合が設立されますと、新たに基準が策定されることとなりますが、基準の内容につきましては、組合の中で検討されることになるものと思われまふ。

石本委員

現行の所沢市の水準は、他市と比べどのくらいのレベルにあるのか。

秋田開発指導
課長

所沢市では、条例中に消防水利、防災上の配慮などを規定していますが、他の4市においては開発指導要綱で基準を定めており、詳細につきましては、消防組合を設立する準備の中で消防本部が協議を行っているとのことです。

矢作委員

条文中には、現在、審議されている条例が引用されているが、条例番号等が入っていない。このような形で提出されたことは今まであったか。

秋田開発指導
課長

同じ議会中に他の議案が提出された事例は過去にもあります。

石本委員

基準について、所沢市は条例で定めているが、他市は要綱で定めている
とのことである。もし、消防組合が要綱で規定するとなれば、議会の審議
は行われなくなるのではないか。

秋田開発指導
課長

規定の方法は、条例、規則、要綱、基準など、いくつかありますが、そ
うした点につきましても埼玉西部消防組合の中で議論されていくものと
思われます。

石本委員

通常、条例であれば議会の審議が行えるが、もし、管理者が要綱で定め
たとすれば、組合議会での審議はどうなるのか。併せて、これらの点につ
いて消防本部とは協議を行ったのか伺いたい。

小山街づくり
計画部次長

所沢市については街づくり条例で定められていますが、他の4市におい
ては開発指導要綱により開発指導が行われています。消防水利等の基準
は、消防法等を踏まえて各市が定めています。消防組合は各市がそれぞれ
運用している現行基準を斟酌して定めることになると思いますが、各消防
本部間で協議していると聞いております。

中村委員

条例第43条については、規定から外すという考え方もあると思うが、その点についての検討の経緯を伺いたい。

秋田開発指導
課長

条例に規定しないという手法もありますが、所沢市内においては開発業者に協力していただくために、道路や公園と併せて消防水利につきましても同時に指導していくという考えの基に、連携を図るという趣旨で提案しました。

中村委員

部内で条例に規定しないということも検討したが、所沢市においては、街づくり条例は基本的に開発関係の総合条例として位置づけていることから、継承することとしたという理解でよいか。

秋田開発指導
課長

条例に規定しないという意見もある中で、現在、所管している消防本部の意向もあり規定したものです。

【質疑終結】

【意見】

矢作委員

今回、街づくり条例の一部を改正する条例が提案されていますが、消防広域化につきましては反対をしていますので、この条例改正には反対いたします。

【採決】

議案第116号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべき
ものと決する。

○議案第119号「所沢市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

矢作委員

市独自の基準を設けたということだが、精神及び知的障害の等級を2級から3級へ、また同居者に義務教育終了前の児童がいる世帯も要件として含めたことは評価できるが、入居希望者に応えられるだけの住宅が確保できるのか伺いたい。

大館都市整備

担当参事

今回の条例に関しては、地域主権改革一括法の関係で条例化したもので、住宅の戸数については、厳しい財政状況下では、戸数を増やすことよりも、現状では市営住宅においても古い年代の住宅もありますので、計画的に維持・修繕し、既存の市営住宅を有効活用していくという方針ですので、この状況下では戸数を増やすことは難しいと考えております。

矢作委員

借上げ住宅という考えも含めて拡大していく必要があると考えるが、その辺は検討したのか。

大館都市整備

担当参事

借上げ住宅についても、以前は国の補助がありましたが平成23年度で廃止され、そういうものも含め、財政状況等を考えると難しいと考えます。現在のUR都市機構から102戸借り上げておりますが、借上げ費用が年

間約1億円かかっており、実際の賃料収入は3分の1程度ということを見ると、難しいと考

石本委員

福島復興再生特別措置法の制定を受けて定められた入居資格とは、どの条文にあたるのか。

大館都市整備

第6条第1項本文です。

担当参事

桑島委員

現状における市営住宅の入居の収入基準を超える方の実態を伺いたい。

大館都市整備

担当参事

昨年4月1日現在では38名の収入超過者がおりましたが、その後再認定等退去指導を行いまして、現在は31名となっており、本年末には6名が退去予定です。条例の規定上収入超過者については、退去は努力規定ではありますが、市としてもそういった方を指導したことにより、一定の成果をあげまして退去していただくことになったものです。

桑島委員

法律上の規定では、民民関係で、市が家主で入居者が店子ということで、お願いするしかないという状況があるが、他市ではどのような取り組みをしているのか伺いたい。

大館都市整備 担当参事	収入超過者等については、公営住宅といっても最終的には借地借家法の適用となりますので、他市においても同様の状況と思いますが、所沢市のほうが適正に取り組んでいると認識しております。
桑島委員	1年ごとの認定なので、1年ごとの定期借家で契約を結ぶ方法はないのか。
大館都市整備 担当参事	少し調べてはみましたが、難しいと考えます。研究はしてみたいと思います。
石本委員	福島の復興の関係で、単身の居住制限者に入るということだが、単身で入居できる戸数と単身で入居している数、空き状況はどのようになっているか。
大館都市整備 担当参事	昨年12月末ですが、単身世帯の入居戸数は265世帯ほどですが、単身だけですと募集の時になかなか出てこないで、毎年単身だけの募集は非常に少ない数となっています。
石本委員	単身の方は出て行かなくて空き状況が少ないということである。仮に空きが出たら、そういった方を優先的に入居させるということは考えてはいないのか。

大館都市整備

担当参事

資格要件はありますが、基本的に公営住宅は公募での入居となります。

桑島委員

市営住宅という一種の困窮者対策は福祉政策だと思うが、なぜ街づくり計画部が所管なのか。機構改革ではどのような議論があったのか、また、他市の状況を伺いたい。そもそも、公営住宅の借上げだったら、公営住宅という形で自分達で使用权を持つのではなく、家賃補助という形にした方が、価値が出たときに公団が処理するわけであるが、見解を伺いたい。

大館都市整備

担当参事

他市の事例ですが、福祉部門が担当している市はほとんどなく、建築関係や、行政財産の管理なので管財部門が担当している自治体が多いです。また、家賃補助については、どのような線引きをするかによりますが、相当な財政負担となります。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第119号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第96号「平成24年度所沢市一般会計補正予算（第7号）」

当委員会所管部分（街づくり計画部）

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意見・採決保留】

午前11時50分 休 憩

午後1時0分 再 開

○議案第103号「所沢市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員 この条例制定にあたっては、県が説明会を開催したとのことだが、他市の議案提出状況について伺いたい。

木崎公園課長 近隣4市の状況ですが、入間市、狭山市、飯能市が12月議会を予定しており、県内の熊谷市は、平成25年3月議会を予定しているとのことです。

石本委員 熊谷市は、なぜ3月議会の提出を予定したのか。慎重に検討しているということか。

木崎公園課長 当初は、各市町村も埼玉県条例化の動向を踏まえ、条例制定するものとしておりましたが、県の動きが遅れたために、熊谷市においては3月議会の提出を予定しているとのことでした。

矢作委員 今回、提出された条例内容は、最低基準を示していると思うが、もっと高い基準を設定することも可能なのか。

木崎公園課長 今回の移動等円滑化のための基準は、車いすの通路の幅などの、最低の基準を示したものになります。例えば、通路の幅は90cmに定めていても、公園によっては120cmを確保することは可能です。

矢作委員 敷地によっては可能ということか。

木崎公園課長 公園によっては可能です。

矢作委員 市独自の基準はないようだが、他市では、独自に勾配率を下げたり、車いす駐車場からの距離ができるだけ短くできるようにしたり、また、トイレの入り口幅を80cm以上から90cm以上にするなどの規定を設けている自治体がある。市として独自の規定を設けることについて、検討、課題はあったか。

木崎公園課長 部内の検討会議の中では、現行の省令を採用するものとなりました。

石本委員 地域主権により独自の条例制定が可能であるにもかかわらず、法律と同基準にしたということは、所沢市の公園整備の行政は、現状のままで問題はなく、独自の基準は必要ないという判断なのか。法律の趣旨を踏まえた市の方針にかかわる議論は行われなかったのか。

沖本建設部長

今回の条例制定は、特定公園施設にかかる12項目の基準であり、あくまでも最低基準を設けるもので、市としては、現在でも公園整備の際は地域の要望を聞き、自治会への相談などを行いながら、省令基準を踏まえまして、幅員、勾配を決定しています。

中村委員

パブリックコメントの内容を伺いたい。

木崎公園課長

6項目の意見がありましたが、本条例条項についての意見はなく、「所沢市まちづくり基本方針」との整合などについての総論的な内容でした。

中村委員

政省令の変遷により基準がその都度変わってきていると思うが、既存の公園で基準が不適合な公園はあるのか。

木崎公園課長

今回の条例は、特定公園施設の新設、増設、または改築を行う場合の基準となりますので、既存の公園では、特にトイレ関係は基準に満たない箇所もありますが、今後、改築等を行う際には基準に適合させることとなります。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第103号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第104号「所沢市道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

桑島委員

所沢市の独自規定で幅員を車道と路肩を合わせ4.2mとしたとのことだが、再度、その理由について伺いたい

森田建設総務
課主幹

今回の地域主権改革一括法施行に伴い、本条例検討委員会を立ち上げ、本市における道路施策、道路の課題等について整理を行いました。その中で「所沢市生活道路拡幅整備要綱」が平成8年度から施行され、建築主等のご協力のもと、建築時における道路拡幅の協力をいただいていることから、独自規定としたものです。

桑島委員

この条例は道路関係所管よりも街づくり計画部の事業に影響が及ぶものと思われるが、街づくり計画部の反応はいかがか。

森田建設総務
課主幹

これまでは、開発事業に伴います帰属道路の幅員について「所沢市生活道路拡幅整備要綱」に基づく道路幅員によりまして、行政指導していましたが、本条例が制定された折りには、道路幅員の基準が明確化されますので、建設部においては、開発事業の指導において好ましくなるものと考えています。

桑島委員	街づくり計画部が「好ましい」という考えになったということか。
森田建設総務課主幹	検討委員会の構成委員には、街づくり計画部所管課も含まれており、検討時において行政指導がしやすくなるとの意見がありました。
石本委員	自転車の安全確保に関する独自規定について、県の規定は、1.5m以上の通行帯を確保することとしているが、所沢市は確保が難しいため、1mを確保することとしたという認識でよいか。
森田建設総務課主幹	埼玉県自転車のレーンの基準は、路肩を含めた幅員とされており、本市においては路肩を除いた幅としていますので、県の基準と同等の幅になります。
矢作委員	市の独自規定は2点あるとのことだが、これ以外に検討された項目はあるのか。
森田建設総務課主幹	検討委員会の中では、道路構造や交通渋滞解消、また、高齢化社会の進行に伴う道路整備の方向性などについて検討がありました。
石本委員	市の独自規定の基準に関し、計画交通量が判断基準となっているが、そもそもこの交通量はどのように測定するのか。

森田建設総務課主幹 計画交通量につきましては、道路の計画・設計を行う路線の将来通行するであろう自動車の「年平均日交通量」をいい、当該路線の自動車交通量の調査と合わせて、周辺の幹線道路の交通量調査の結果を解析し予測するものです。市の独自規定に該当する生活道路については、こうした交通量の測定は実施していません。

中村委員 他市において独自規定を設けた例はあるのか。

森田建設総務課主幹 県内の他市におきましては、埼玉県自転車レーンの基準や、これに準じた規定を設けている自治体があります。

中村委員 あくまでも道路は交通円滑化の手段であるが、一方で、観光地では違う考え方もあり、それを斟酌して条例を制定する自治体があると思うが、他市の事例はあるか。

森田建設総務課主幹 観光地においては、景観に配慮した部分が想定されますが、調査した範囲では具体的な景観に特化した例はありませんでした。

中村委員 道路標識については、景観法で規制することは可能なのか。また、景観条例と道路構造条例との整合性について、法体系を確認したい。

森田建設総務 課主幹	本条例は、道路の新設、改築する場合の道路の構造の一般的、技術的基準等を規定したものになります。景観条例では、道路・公園などの公共施設に関する方針において、道路整備にあたり、良好な景観の形成に資するよう規定していることから、本条例との整合性はとれています。
中村委員	例えば、道路標識の色を青と白から、ピンクと黄色にする場合、条例改正を行うとするなら、所沢市はどのように対応するのか。
森田建設総務 課主幹	道路法の改正に伴いまして、道路標識の寸法について、各自治体において基準を条例化するものとされており、本条例は道路標識の寸法について基準を設けたもので、色等については規定していません。色については国土交通省令等による規定で運用されることとなります。
石本委員	道路構造条例に関する県の説明会は開催されたのか。
森田建設総務 課主幹	平成24年2月16日に開催されました。
中村委員	警察との協議はあったのか。
森田建設総務	協議については実施していません。

課主幹

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第104号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第105号「所沢市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

中村委員

パブリックコメントの内容について伺いたい。

森田建設総務

「所沢市交通バリアフリー基本構想」と本条例案との関連性、また、そ

課主幹

の他の関連計画との整合性について説明を求めるもので、本条例案に関する意見はありませんでした。

桑島委員

点字ブロックについては、いくつかの方式があるようだが、どの方式を採用しているのか。

諸星道路維持

点字ブロックの敷設につきましては、「所沢市バリアフリー基本構想」

課長

の中で規定されている方式を採用しています。

桑島委員

バリアフリーの規定では、どの方式を採用しているのか。

沖本建設部長

(財)国土技術研究センターから示された「道路等の移動等円滑化整備ガイドライン」の中で基準が定められており、それを採用しています。すでに敷設されている既存の点字ブロックの中には、この基準とは異なるも

のもあります。

桑島委員

異なる方式の点字ブロックが混在した場合、視覚障害者が困るというよ
うな意見を聞いたことがあるがいかがか。

森田建設総務

課主幹

パブリックコメント手続きを実施したところ、意見等はありませんでし
た。

石井委員長

点字ブロックの方式については、委員会として認識を共有したいので、
関係資料の提出を求めたいと思うがいかがか。（委員了承）

矢作委員

この条例に関しては、市独自の基準は設けていないのか。

森田建設総務

課主幹

設けていません。

矢作委員

他市の事例では、排水溝を設置する場合、車いすや杖の利用に支障を来
さぬような措置を講じることが義務化されている事例や、エレベーター内
に2か所の手すりを設置する規定が設けられているなどの基準を設けて
いる条例もあるようだが、検討はなかったのか。

森田建設総務課主幹 検討委員会の中では意見等はありませんでしたが、現状の道路維持修繕において、車いす、杖、乳母車などの利用に支障がないよう、適宜、改善を行っています。

矢作委員 保健福祉部などの関係機関との調整は行ったのか。

森田建設総務課主幹 「ユニバーサルデザイン推進基本方針」を所管している企画総務課と調整しました。

矢作委員 障害福祉課や高齢者支援課など、直接、担当する所管課とは具体的な協議を行わなかったのか。

森田建設総務課主幹 本条例の作成にあたり、関係する所管課へ意見を求めましたが、意見はありませんでした。

【質疑終結】

【意見】

矢作委員 日本共産党所沢市議団を代表して意見を申し上げます。この条例は、高齢者や障害者等の移動を容易にするための条例制定だと思いますので、今後、必要な改定があった場合には、すみやかに改正していただきことを要望して賛成の意見とします。

【意見終結】

【採 決】

議案第105号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第117号「所沢市都市公園条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

中村委員

これまで、道路や公園の整備は、基準を守ることで補助金が付いたが、地域主権改革一括法に関連する条例化に伴い、補助金の積算はどのように変わるのか。財源に関しての国や県の説明や、市の考え方を伺いたい。

木崎公園課長

埼玉県の説明会では補助金に関する説明はありませんでした。

中村委員

もし、市の独自条例で独自基準を設けても、補助金の交付要綱により規制を受け、結果、独自部分が市の単独事業となるケースもありうるということか。

沖本部長

補助金に関する規制はないものと思われませんが、市の基準をしっかりと整備しなければ、補助金のみならず、事業自体が成立しないことにつながり、市の責任が問われることとなります。

中村委員

今回は国の基準を参酌しているので、さほど問題はないものの、今後、独自規定を設けるにあたっては、現実的には、補助金対象の可否も参酌せざるを得ず、利用者の利便性だけを追求することはできないと思うが、こ

うした独自条例と補助金に関することは、国や県と協議を行ったのか。

沖本建設部長

行っておりません。

仲道路建設課

埼玉県内の道路の説明会では、条例化しておかなければ、補助金等に関し

長

て市が困ることになる旨の説明がありました。

中村委員

一番怖いのは、独自基準を定めることについて、市町村へはフリーで認めておきながら、財源については規制をかけるという手段で、これまでもよくある手法である。そうした事ことにならぬよう、今後、国や県との協議において意見を伝えておくべきではないのか。

桑島委員

都市公園条例の面積基準については、積算する分母は市全体としているが、公園は地区ごとの分布も大切であると思う。条例案の策定の際に、そうした議論はなかったのか。

木崎公園課長

議論はありませんでしたが、区域内と市街地について、それぞれ基準の面積を定めています。

桑島委員

この基準は市の独自規定なのか。

木崎公園課長	独自規定ではありません。
中村委員	公園の種類を独自に定めることは可能なのか。
木崎公園課長	種類と種別は都市公園法等に規定されています。
桑島委員	都市公園は借地で行わない旨の規定を設けることについて、議論はなかったのか。
木崎公園課長	「所沢市借地公園設置要綱」がありますので、特に議論はありませんでした。
中村委員	この条例では、これまでの基準どおり、住民一人あたりの都市公園敷地面積として規定しているが、例えば、市街地住民一人当たり以外の基準を用いて算定する方法などは許されるのか。
木崎公園課長	都市公園法では、条例で定める旨が規定されていますが、都市公園法施行令の中に基準を設けるように規定されています。
中村委員	条例案には都市公園法を引用する条項としていないのだから、例えば、市や市街地を区域とするのではなく、所沢市では、一定面積あたりの住民

一人当たり面積とする旨の規定とすることは可能なのか。もし、そうした規定が可能であれば、公園整備の方法も変わり、当然、達成率も変わってくるのではないか。

沖本建設部長

条項の表現については、研究したいと思います。

中村委員

もし、そうした規定が可能であれば、実態に合わせた公園整備が可能となり、結果、市民満足度も高められると思うがいかがか。

石本委員

これまでの審査を見ると、道路に関する条例整備は、独自の規定を設けるべく努力が伺えるが、都市公園に関する条例は、無難に収めようとしているように感じてしまう。もともと地域主権改革一括法の趣旨は、地域のことは地域の実情に合わせ決めていこうとするものであることから、法律の趣旨を理解して議案を提出しているようには感じられない。見解を伺いたい。

沖本建設部長

市としましては、地域主権改革一括法の趣旨を踏まえ、独自規定を考えたいという気持ちはありますが、埼玉県の方針がなかなか決まらず、また、最初の条例制定となることから、国との統一的な方向で行かざるを得なかったという経緯があります。今後は他市の状況を踏まえ、必要に応じて改正を行う予定です。

木崎公園課長

部内の検討会議において、独自規定についての議論を行ったところですが、意見はありませんでした。また、県に対して、県内の他市町村の独自規定等の状況について調べてもらいたい旨の依頼を行いました。この結果、政令どおりは34市で、飯能市においては独自規定を設ける予定とのことでした。その内容は、URが開発を行い、現在、住民一人当たりの敷地面積が、すでに10㎡を超えている状況とのことから、独自規定を設けたという情報がありました。なお、市街化区域は標準面積の5㎡を採用するとのことでした。

桑島委員

青少年課が所管する子ども広場については、むしろ、みどり公園課の所管に変更するという議論はあったのか。

木崎公園課長

「所沢市みどりの基本計画」では、誘致圏内で参考に入っており、子ども広場が神社の中に設置されている例もありますが、市有地等は視野に入れる必要があるものと考えています。

桑島委員

そもそも政教分離の原則で、神社の中にある公園は憲法違反になるのではないか。

木崎公園課長

神社の中の子ども広場は、地域の方が土地を借り、遊具施設の設備費用については、市の青少年課が補助金を交付し対応しています。また、管理

につきましては、自治会等が行っています。

桑島委員

現在、市が土地を保有していない公園もあれば、保有している公園もあると思うが、今回の条例改正の中で、この点の整理について議論がなかったのかどうか確認したい。

木崎公園課長

具体的な議論はありませんでしたが、山口地区の岩崎公園は、もともと子ども広場だったものを都市公園に決定した経緯もあり、条件を整えば、市が土地を保有する子ども広場を、都市公園の整備として視野に入れて行く必要があるものと考えています。

桑島委員

小手指地区にある「いこいの広場」は、現状、河川の氾濫源となっているが、今回の条例改正について議論はなかったのか。

沖本建設部長

特にありませんでした。

【質疑終結】

【意見】

中村委員

賛成はもちろんしますが、基準を定める条例は4本提出されましたが、基準の考え方として、安心・安全、いわゆる消極的な姿勢という部分もあれば、例えば、街の魅力をより高めるといった積極的な規制もあると思いま

す。公園の一人当たりの面積は、どちらかと言えば、後者にあたるわけで、それに関してある種、独自性を発揮できる部分ですし、街の魅力を高めるというために寄与できる条例のはずなので、今後の条例運用、ないし、見直しにあたっては、そうした視点、とりわけ、この公園に関しては意識をしていただければありがたいと思います。

石本委員

賛成の立場から意見を申し上げます。公園に関わる条例に関しては、昨年の東日本大震災以降、公園が避難場所という位置付けになっており、市民の生命に関わる要素もありますので、今後、実情に合わせた、一定のスペンで見直して頂きたいことを申し添えて賛成の意見いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第117号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第122号「市道路線の認定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

石井委員長

各認定路線に関して、開発件数及び開発業者名を報告願いたい。

沖本建設部長

案内図1ですが、大字下安松で計画戸数は5棟を予定し、開発業者は株式会社新倉不動産です。次に案内図2ですが、泉町で、9棟を予定し、開発業者は株式会社ホークワンです。次に案内図3ですが、花園4丁目で、2路線あり、市道3-1090号線につきましては計画戸数8棟を予定し、市道3-1091号線は計画戸数9棟を予定し、開発業者は株式会社住協になります。次に案内図4ですが、大字山口で計画戸数は8棟で、個人の方によるものです。次に案内図5ですが、小手指南5丁目ですが、計画戸数は10棟を予定し、開発業者は株式会社アーネストワンになります。

石本委員

案内図3についてだが、住民によれば、起点になる市道3-466号線により、交通量が増し危険との訴えがあるが、今回の認定において、交通安全課との協議は行ったのか。

師岡建設総務

特に協議は行っていません。

課長

石本委員

【質疑終結】

【意見】

賛成ですが、案内図3の市道3-1090号線及び3-1091号線については、市道3-466号線の交通量が、最近の開発行為によって、急激に増して危険になっているという近隣住民の声を聞きますので、認定後、交通安全課と安全対策を協議していただきたいことを申し添えて賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採決】

議案第122号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第 96 号「平成 24 年度所沢市一般会計補正予算（第 7 号）」

当委員会所管部分（建設部）

石井委員長

審査にあたり、委員長として理事者へ資料の提出を求めたので配付した
いがよろしいか。また、委員会のみの資料とし、傍聴者分は回収すること
でよいか。（委員了承）

【補足説明】

沖本建設部長

歳出予算説明書 38 ページ、道路新設改良等工事費 23 償還金利子及び
割引料 8,400 万円ですが、平成 21 年度、22 年度に予算の承認いた
だき、国庫補助金を導入して実施をしてまいりましたが、市道 4-245
号線電線共同溝工事 1 工区、2 工区において、地下埋設物の状況等、さま
ざまな要因が重なり工事の完成に至らなかったことは、総じて、私どもの
工程管理の甘さによるものと認識しています。その結果、平成 21 年度、
平成 22 年度の国庫補助金を返還することとなり、予算計上をさせていた
だきました。なお、平成 23 年度から補助金を導入して現在施工中である、
3 工区ですが、天候の関係もありますが、左右されるものの、12 月末に
は完了の予定でございます。今後は補助事業に係わらず行程管理を十分行
い、再発防止と適正な事業執行に努めてまいります。

【質 疑】

谷口委員

道路橋りょう管理費について、道路照明灯の電気料金の契約内容、料金
の値上がり状況、及び、年間の点灯時間について伺いたい。

師岡建設総務
課長

道路照明灯の電気料金の契約は、ほとんどが公衆街路灯Aとして定額制の契約を行っており、その容量毎に金額が設定されています。料金の内訳ですが、1箇所あたりの料金は、基本料金とする電灯料金に毎月調整される燃料費調整単価を加えた額になります。値上がり幅ですが、当初予算積算時よりも16%から34%の値上げになっています。値上りの状況ですが、60ワットまでは、昨年9月の予算積算時は1灯あたり288円だったものが、12月分では360円、100ワットまでは、同じ条件で、421円が541円に値上りしました。年間の点灯時間ですが、季節により異なりますが、1日10時間から12時間として、年間では約4,000時間になります。

谷口委員

今、答弁のあった料金は、一箇所あたりの年間料金なのか、それとも月額料金の料金なのか。

師岡建設総務
課長

1灯あたりの月額料金の料金になります。契約は1灯1契約です。

谷口委員

今説明があった値上がり対象となる道路照明灯数の総数は約1万灯と
いうことでよいか。

師岡建設総務

そのとおりです。そのほとんどが定額制による1灯1契約をしています。

課長

す。

谷口委員

道路照明灯のメインは80ワットの水銀灯とのことだが、LEDに取り換えた場合、同程度の照度の場合、80ワットの電力消費量がどのくらい下がる見込みなのか。

師岡建設総務

約半分程度の消費電力になる見込みです。

課長

谷口委員

道路新設改良等工事費について、元金償還金は、いつ頃、全体でいくら借入したのか。

仲道路建設課

市債については、2工区に充てたものですが、3,100万円を借り入れ、同額を償還すると聞いています。

長

西沢委員

工事の内容について再度確認するが、530mの歩道を2列整備する事業とのことだが、補助金対象の工事は、歩道の整備と電線の共同溝を整備し地中化する工事の2種類あるがどちらなのか。

仲道路建設課

事業自体は電線の地中化と景観、震災対策などの一体歩道整備です。今回補助対象は電線共同溝の工事です。

長

沖本建設部長

今回の工事は電線の地中化工事の補助金を受けていますが、今後、電線地中化が終わった段階で、歩道の整備工事があり、それについても補助対象となっていくものと考えています。

中村委員

政策決定後、関係者との調整を含めたプロセスにおいて、この事業に携わった職員に不手際があったということは、先ほどの部長の補足説明にあった。現在の担当者に職務上の責任があるが、大変、酷ではあるが、業務上の処分があつてしかるべきと考える。処分についての対応を伺いたい。

沖本建設部長

私も含め、当時関係した次長、課長、主幹、担当職員が処分を受けました。

中村委員

処分の内容を伺いたい。

沖本建設部長

私と次長が文書注意、担当課長、主幹、担当リーダーは戒告処分を受けました。

桑島委員

現在の担当課長は、いつから担当しているのか。

仲道路建設課

平成22年度から担当しています。

長

桑島委員

前任課長は誰か。

仲道路建設課

当時の課長は退職しています。

長

桑島委員

3工区の工事行程について時系列で説明願いたい。

仲道路建設課

3工区は平成23年度予算で執行しており、平成24年2月に工事契約を締結しました。その後、平成24年度に繰越明許をお願いし、引き続き工事を実施しています。なお、3工区の工事は12月で完了する見込みです。

長

桑島委員

過去を調べてみたが、この工事については、平成14年6月定例会、平成16年3月定例会でそれぞれ、当時の部長が答弁しているが、地元住民や団体から要望や陳情などはあったのか。

仲道路建設課

平成18年に、地元自治会、商店会の2団体から要望書が提出されました。

長

桑島委員

年月日について正確に報告願いたい。

仲道路建設課 平成18年6月29日に受理しました。その後、小手指町1丁目町会か
長 ら会長名で、小手指まちづくり事業共同組合から理事長名で、それぞれ、
平成20年11月27日に要望書を受理しましたが、この平成20年の要
望につきましては、景観や安全など、歩道整備についての要望です。

桑島委員 結局、関係者との調整が途中うまくいかなくなり、1工区では5カ月間、
2工区では3カ月間の遅延があったようだが、この関係者は要望のあった
団体に所属している方々なのか。

仲道路建設課 要望をいただいた方が組合に所属しているか否かは承知していません。
長 いずれにしても、電線を地中化してもキュービクルは地上に設定する
ことになります。これは、比較的大きな装置になりますので、位置の移設
要望などが出されたため調整を行いました。

桑島委員 契約する段階では、キュービクルの位置は確定されていると思うが、確
定した後に、話がうまくいかなくなってしまった理由がわからない。どう
いう理由でいったん確定したキュービクルの位置に対し、意義申し立てが
あったのか伺いたい。そもそも平成22年9月時点で、キュービクルの位
置の調整が整わないまま契約をしてしまったのか。

仲道路建設課 平成19年から平成20年にかけて、関係者と調整を行っていました

長

が、平成20年のキュービクルの位置は口頭で了解を頂いていました。その後、平成21年10月から12月にかけて、関係者に対し、図面作成に伴い、再度確認を行ったところ、移設希望5名・不同意が2名いらっしゃったことから、同年12月に移設等に伴う調整を行いました。翌年の平成22年1月から6月までの間、この移動希望に伴う工事内容の調整を行い、同年7月に図面を確定し、関係者、占有者との調整を完了しました。そこで同年9月に契約し、工事のお知らせを行ったところ、2名の関係者から、いったん了承したものの、もとの位置、すなわち、5名の移設希望と2名の不同意があった、それ以前の位置に戻してもらいたいとの希望が出されました。このため、当初予定した位置に戻せないか、関係者に説得を試みましたが、了解は頂けませんでした。このため、2名の関係者にご理解を求め、ようやく位置が確定したものです。

桑島委員

最後に理解をいただいた時期はいつか。

仲道路建設課

平成23年1月です。

長

桑島委員

事実上は合計4カ月浪費したことになるのか。

仲道路建設課

はい。そのとおりです。

長

中村委員

結局、5名の地権者から移設希望・不同意があり、調整したものの、そのうちの2名の地権者から、再度の移動希望が出され、結果、もとに戻ったということか。

仲道路建設課

長

1回目が決まり、その後、移設希望と不同意があり、調整を行ったところ、了解が得られたため図面を作製しました。ところが、2名の関係者から、また、もとの位置に戻してもらいたいとの要望が出され、2回目の移設について調整を行いましたが、結局、了承が得られず、平成23年1月に1回目の位置に戻すことで確定したものです。

桑島委員

キュービクルの位置は、契約する前に、確定以後は地権者からの要望には応えられない旨の同意を取っておくべきものではないのか。なぜ、こんな事態になったのか。法的に耐えられる状況になって契約するものではないのか。

仲道路建設課

長

今回のキュービクルの移設については、関係者からの要望により行ったものですが、道路への出入りが少しでも使いやすいようにしたいという要望だと思います。ただし、文書による同意は取りませんでした。

桑島委員

そもそも、地中化工事は市として初めて取り組んだはずだが、県が施工した新所沢駅東口、松葉町、プロペ通り、市庁舎周辺、緑町の新所沢駅前の県道所沢川越線の区間などでは、キュービクルの位置確定の手続きは、契約工事を行う前に、地権者と文書による同意をとっているのか。あるいは、所沢市のように、口頭による同意なのか、確認しておきたい。

仲道路建設課
長

現在、確認しておりません。

桑島委員

この点は重要な観点であり、どのような緻密さで実施しているのかが大切な論点になるので調べていただきたい。

中村委員

1工区、2工区、3工区に分けた理由について伺いたい。

仲道路建設課
長

全長が530mあるため、1カ年で全部を施工することは制約があり、また、県との協議の結果、3つの工区に分けました。

中村委員

工区の図面をいただきたい。

石井委員長

図面の提出及び、桑島委員から質疑があった、県が施工した際の契約時期と地権者同意の件について、確認を行うため休憩中としたいがいかが

か。(委員了承)

休 憩 午後2時30分

再 開 午後2時45分

石井委員長

提出資料は委員のみの配付とし、傍聴者分は回収することでよいか。

(委員了承)

石井委員長

確認した結果の報告を求める。

沖本建設部長

電線地中化を進めている中心市街地再開発事業の中央通り線を所管しています川越県土整備事務所へ確認したところ、資料が古く回答には時間を要するとのことでした。また、所沢市が地中化の施工を行った都市計画道路の所沢村山線は、キュービクル設置についての承諾は口頭だけで文書のやりとりは行っていませんでした。

桑畠委員

所沢村山線の共同溝整備では、地権者から、キュービクルの移設要望は無かったという理解でよいか。

沖本建設部長

要望はありませんでした。しかし、この所沢村山線は、道路の新設工事であり、一方、本件は既存道路の地中化ですので、条件が異なり、難しかったと思われます。

石本委員

提出された図面では、キュービクルの位置がはっきりしないので、委員会審査予備日に現地確認したいと思う。また、先ほどの桑嶋委員の質疑にあった、キュービクルの移設に関する関係者との協議について、時系列でまとめた資料、及び、関係者の要望書の写しの交付を求めたい。

桑嶋委員

併せて、地中化を決定した決裁の写しを要望したい。

石井委員長

予備日の審査、現地調査、及び追加資料の要求があったがよろしいか。

(委員了承)

また、他の資料要望があれば委員長に一任でよろしいか。(委員了承)

石井委員長

審査の途中だが、本日の審査はこれまでとし、来る12月17日(月)午前9時から審査を行うことでよろしいか。(委員了承)

散 会 午後2時50分